学校法人西野学園

函館臨床福祉専門学校

学習等に関わる基本情報

Ⅰ　函館臨床福祉専門学校　学則

Ⅱ　学習等に関わる規則

Ⅲ　授業計画（シラバス）作成ガイドライン

Ⅳ　函館臨床福祉専門学校　教育目標・教育方針

Ⅴ　函館臨床福祉専門学校　3つのポリシー

Ⅰ　学則

函館臨床福祉専門学校学則

第１章　総　則

（目　的）
第１条　本校は、人間としてさわやかで思いやりに満ちた心をもって献身的に社会に奉仕できる介護、社会福祉分野のスペシャリスト養成を目的として、必要な知識及び技能を習得させるため学校教育法に基づき教育を行う。

（名　称）
第２条　本校は、函館臨床福祉専門学校と称する。

（位　置）
第３条　本校は、函館市美原１丁目１５番１号におく。

（自己点検、自己評価）
第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第２章　課程、学科、修業年限、収容定員、在学年限

（課程、学科、修業年限、収容定員）
第５条　本校の課程、学科及び修業年限並びに収容定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学　科	昼夜の別	修業年限	収容定員（人）				学級数
					第１学年	第２学年	第３学年	合計	
教育社会福祉	専門	介護福祉士科	昼間	２年	４０	４０	－	８０	2
教育社会福祉	専門	社会福祉科	昼間	３年	４０	４０	４０	１２０	3
合　計								２００	5

２　一つの授業科目について同時に授業を行う学生の数は、４０人を標準とする。

３　社会福祉科には、社会福祉主事養成カリキュラムを含む。

（在学年限）
第６条　学生は、前条の規定により定められた修業年限の２倍に相当する期間を超えて在学することができない。ただし、休学期間はそれを算入しない。

第３章　学年、学期及び休業日等

（学年、学期）
第７条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　学年を分けて、次の２学期とする。

前期　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から３月３１日まで

（休業日）
第８条　本校の休業日は、次のとおりとする。

（１）　土曜日、日曜日
（２）　国民の祝日に関する法律に規定する日
（３）　夏季休業日（２５日間を標準とする）
（４）　冬季休業日（２５日間を標準とする）
（５）　春季休業日（２０日間を標準とする）
（６）　創立記念日

２　前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

３　非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　教育課程、授業時数及び教職員組織

（教育課程、授業時数、単位時間）
第９条　本校の教育課程及び授業時数は別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める授業時数の１単位時間は、４５分とする。

（授業時数の単位数への換算）
第10条　授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、専修学校設置基準（又は大学設置基準第２１条第２項）に基づき換算するものとする。但し、指定されている各養成所指導要領に定める特定の科目についてはこの限りでない。

（授業の開始及び終了）
第11条　授業の開始及び終了の時刻は、校長が別に定める。

（履修、修得）
第12条　本校の学生は、別表第１に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。

２　履修の認定は、当該科目の授業時数の８０％以上の出席をもってする。但し、資格取得のために指定された特定の科目についてはこの限りでない。

３　履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとする。

（試験等の実施）
第13条　試験等は、教育課程の定めるところにより履修が認定された科目に対して実施する。

２　試験の実施に関する事項は別に定める。

（学習の評価、評定）
第14条　評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合的に勘案して行う。

２　成績評定は、秀、優、良、可、不可の５段階とし、『可』以上を合格、『不可』は不合格とする。

（進級、課程修了、卒業）
第15条　校長は、教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。

２　本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書（別記第１号様式）を授与する。

（称号の授与）
第16条　前条により課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

（教職員組織）
第17条　本校に校長、教員、助手、事務職員、その他必要な教職員を置く。

２　校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第５章　入学、休学、退学及び除籍

（入学時期）
第18条　本校の入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第19条　本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第９０条の規定により大学に入学することができる者。

（出願手続）
第20条　本校に入学を志願する者は、本校指定の期日までに、本校所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

２　外国人は、前項に加えて在留カードまたは特別永住者証明書を提出しなければならない。

（入学者の選考）
第21条　前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

２　選考による合格者の決定は、入学者選考会議を経て校長が行う。

（入学手続き及び入学許可）
第22条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本校所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

２　校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学許可の取消し）
第23条　校長は、正当な理由がなくて、前条に規定する入学手続きをしない者に対して、入学の許可を取り消すことができる。

（転入学、編入学）
第24条　転入学、編入学は、これを認めない。

（休学）
第25条　学生が疾病、その他やむを得ない理由により、９０日以上修学することができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病によるときは医師の診断書を添えるものとする。

２　休学期間は、1年を越えてはならない。ただし特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。

３　学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。

４　学生が休学期間満了後もなお復学出来ないときは、校長は退学を命ずることがある。

（復学）
第26条　休学理由が消滅した場合、休学期間中であっても校長の許可を受けて復学することができる。また、休学期間が消滅した場合は、直ちに復学願を提出しなければならない

（退学）
第27条　退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（除籍）
第28条　校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教職員会議の議を経て除籍することができる。

（１）長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。

（２）正当な理由がないのに授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。

（３）定められた在学期間を経過した者。

（４）死亡した者、又は行方不明の者。

第６章　入学金及び授業料等

（納付金）
第29条　本校の入学金、授業料等は、別表第２のとおりとする。

（授業料等の納入）
第30条　学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

２　学生、保護者が授業料等の納入を怠ったときは、保証人が代納しなければならない。

（納付金の不還付）
第31条　授業料等の既納の納付金は、納付後いかなる理由があっても返還しない。

（教材費等）
第32条　教材費等は実費を徴収する。

（校友会費等）
第33条　校友会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

第７章　賞　罰

（褒　賞）
第34条　学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となる者について褒賞することができる。

（懲　戒）
第35条　校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

２　懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由がなくて出席が常でない者
（４）本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第８章　附帯教育事業

（附帯教育事業）
第36条　本校は、専修学校教育のほか附帯教育事業として、次の教育を行う。

目　的	態　様	修業期間	収容定員
本校が設置する学科の施設・設備・教員の能力・経験等、本学の豊富な教育ﾉｳﾊｳを本科生のみならず広く一般に開放することにより、生涯学習のニーズの高まりに応えることを目的とする。	介護職員養成研修講座 介護基礎講座 ボランティア講座 ﾜｰｶｰ対策講座	３ヶ月 ３ヶ月 ３ヶ月 ３ヶ月	５０名 ５０名 ５０名 ５０名

２　附帯教育事業に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　そ　の　他

（健康診断）
第37条　健康診断は、毎年１回、別に定めるところにより実施する。

第１０章　雑　則

（施行細則）
第38条　この学則の実施についての細則は、別に定める。

附　則

１　この学則は、平成　９年４月１日から実施する。

２　第１５条に規定する別記第１号様式は、専門士に関する推薦申請を平成１０年７月に行い、平成１０年度卒業生より適用する。

３　この学則は、平成１０年４月１日から実施する。
（授業料等の改訂）

４　この学則は、平成１１年４月１日から実施する。
（附帯教育授業の追加）

５　この学則は、平成１２年４月１日から実施する。
（カリキュラムの変更）

６　この学則は、平成１３年４月１日から実施する。
（カリキュラムの変更）

７　この学則は、平成１６年４月１日から実施する。
（学則の条文、文言等の統一）

８　この学則は、平成１６年４月１日から実施する。
（カリキュラムの変更）

９　この学則は、平成１８年４月１日から実施する。
（授業料等の変更及び条文の整理）

１０　この学則は、平成２１年４月１日から実施する。
（入学定員、カリキュラムの変更及び学則条文の整理）

１１　この学則は、平成２５年４月１日から実施する。
（授業料等の変更、社会福祉科カリキュラムの変更）
ただし、平成２５年３月３１日以前に入学した学生については、第９条第１項及び第２９条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

１２　この学則は、平成２６年　４月　１日から実施する。
（介護福祉士科カリキュラムの変更、附帯教育事業の変更）
ただし、平成２６年３月３１日以前に入学した学生については、第９条第１項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

１３　この学則は、平成２８年　４月　１日から実施する。
（学習の評価、評定及び出願手続の変更）
ただし、平成２８年３月３１日以前に入学した学生については、第１４条第２項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

１４　この学則は、平成２９年　４月　１日から実施する。
（卒業証書別記第１号様式の変更）

別表第1（第9条関係） 教育課程

教育・社会福祉分野　専門課程　介護福祉士科（昼間）

教育内容	授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	合計
人間と社会	人間の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	人間の理解Ⅱ	講義	必修	30		30
	社会の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	社会の理解Ⅱ	講義	必修	30		30
	社会の理解Ⅲ	講義	必修		30	30
	福祉住環境	講義	必修	30		30
	情報処理	講義	必修		30	30
	リハビリテーション論	講義	必修	30		30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	60		60
	介護の基本Ⅱ	講義	必修	60		60
	介護の基本Ⅲ	講義	必修		60	60
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	必修	30		30
	コミュニケーション技術Ⅱ	講義	必修		30	30
	生活支援技術Ⅰ－1	講義	必修	30		30
	生活支援技術Ⅰ－2	講義	必修	30		30
	生活支援技術Ⅱ－1	演習	必修	90		90
	生活支援技術Ⅱ－2	演習	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ－1	演習	必修	60		60
	生活支援技術Ⅲ－2	演習	必修	60		60
	介護過程Ⅰ	講義	必修	60		60
	介護過程Ⅱ	講義	必修		90	90
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	60		60
	介護総合演習Ⅱ	演習	必修		60	60
	介護実習Ⅰ	実習	必修	216		216
	介護実習Ⅱ	実習	必修		240	240
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	認知症の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	認知症の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	障害の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	障害の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	こころとからだのしくみⅠ	講義	必修	30		30
	こころとからだのしくみⅡ	講義	必修	60		60
	こころとからだのしくみⅢ	講義	必修		30	30
医療的ケア	医療的ケア	講義・演習	必修		90	90
特設科目	介護福祉総論Ⅰ	講義	必修	30		30
	介護福祉総論Ⅱ	講義	必修		90	90
	文章作成技法	講義	必修	15		15
合　計				1,161	870	2,031

別表第1（第9条関係） 教育課程

教育・社会福祉分野　専門課程　社会福祉科（昼間）

教育内容	授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	合計
人間と社会	人間の理解Ⅰ	講義	必修	30			30
	人間の理解Ⅱ	講義	必修	30			30
	社会の理解Ⅰ	講義	必修	30			30
	社会の理解Ⅱ	講義	必修	30			30
	社会の理解Ⅲ	講義	必修		30		30
	福祉住環境	講義	必修	30			30
	情報処理	演習	必修		30		30
	リハビリテーション論	講義	必修	30			30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	60			60
	介護の基本Ⅱ	講義	必修	60			60
	介護の基本Ⅲ	講義	必修		60		60
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	必修	30			30
	コミュニケーション技術Ⅱ	講義	必修		30		30
	生活支援技術Ⅰ－1	演習	必修	30			30
	生活支援技術Ⅰ－2	演習	必修	30			30
	生活支援技術Ⅱ－1	演習	必修	90			90
	生活支援技術Ⅱ－2	演習	必修		30		30
	生活支援技術Ⅲ－1	演習	必修	60			60
	生活支援技術Ⅲ－2	演習	必修	60			60
	介護過程Ⅰ	講義	必修	60			60
	介護過程Ⅱ	講義	必修		90		90
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	60			60
	介護総合演習Ⅱ	演習	必修		60		60
	介護実習Ⅰ	実習	必修	216			216
	介護実習Ⅱ	実習	必修		240		240
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	講義	必修	30			30
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	必修		30		30
	認知症の理解Ⅰ	講義	必修	30			30
	認知症の理解Ⅱ	講義	必修		30		30
	障害の理解Ⅰ	講義	必修	30			30
	障害の理解Ⅱ	講義	必修		30		30
	こころとからだのしくみⅠ	講義	必修	30			30
	こころとからだのしくみⅡ	講義	必修	60			60
	こころとからだのしくみⅢ	講義	必修		30		30
医療的ケア	医療的ケア	講義・演習	必修			90	90
専門科目	人体の構造と機能及び疾病	講義	必修		30		30
	心理学理論と心理的支援	講義	必修			30	30
	社会理論と社会システム	講義	必修		30		30
	現代社会と福祉	講義	必修		60		60
	社会調査の基礎	講義	必修			30	30
	相談援助の基盤と専門職	講義	必修	60			60
	相談援助の理論と方法Ⅰ	講義	必修		60		60
	相談援助の理論と方法Ⅱ	講義	必修			60	60
	地域福祉の理論と方法	講義	必修			60	60
	福祉行財政と福祉計画	講義	必修			30	30
	福祉サービスの組織と経営	講義	必修			60	60
	社会保障	講義	必修			60	60
	高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	必修		60		60
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	講義	必修		30		30
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ	講義	必修		30		30
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅱ	講義	必修		30		30
	低所得者に対する支援と生活保護制度	講義	必修		30		30
	保健医療サービス	講義	必修		30		30
	就労支援サービス	講義	必修		15		15
	権利擁護と成年後見制度	講義	必修			30	30
	更生保護制度	講義	必修			15	15
	福祉事務所運営論	講義	必修			30	30
	経済学	講義	必修			30	30
	相談援助演習Ⅰ	演習	必修	30			30
	相談援助演習Ⅱ	演習	必修		60		60
	相談援助演習Ⅲ	演習	必修			60	60
	相談援助実習指導	演習	必修			90	90
	相談援助実習Ⅰ	実習	必修		30		30
	相談援助実習Ⅱ	実習	必修			180	180
特設科目	介護福祉総論	演習	必修			30	30
	社会福祉総論	演習	必修		15		15
	文章作成技法	演習	必修	15			15
合　計				1,221	1,200	885	3,306

別表第２（第２９条関係）

費　　目	介護福祉士科	社会福祉科
入学金（入学時のみ）	２００，０００	２００，０００
授　業　料　（年額）	７００，０００	７３０，０００
施設設備費　（年額）	１５０，０００	１５０，０００
入学検定料	２０，０００	２０，０００

別記第１号様式（第１５条関係）

卒業証書

氏　　名

平成○年○月○日生

校印

右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限○年）の所定の課程（平成○○年文部科学大臣告示第○○号による職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し　文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（○○○専門課程）と称することを認める

平成○年○月○日

学校法人西野学園

函館臨床福祉専門学校

校長　○　○　○　○　印

割印

第　　号

Ⅱ　学習等に関わる規則

１　目　的

この規則は、学則および教務規程の定めるところにより、本校の日課、科目の履修・修得、進級および卒業の認定、学習の評価・評定等学習に関わる事項について定める。

２　日　課

（1）日課は、次のとおりとする。

時　限	授業時間帯	時　限	授業時間帯
ＳＨＲ	９：００～　９：１０	第３時限	１３：０５～１４：３５
第１時限	９：１０～１０：４０	第４時限	１４：４５～１６：１５
第２時限	１０：５０～１２：２０	第５時限	１６：２５～１７：５５
昼休み	１２：２０～１３：０５		

（2）事情により授業時間帯を変更することがある。

３　欠席、公欠、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は、次の各号のとおりとし、「欠席届（様式 G06)」「公欠届（様式 G07)」あるいは「遅刻・早退届（様式 G08)」に理由を記入し提出する。

（1）授業開始時に不在の場合、当該科目は欠席とする。ただし、授業開始後１５分までに出席の時は、遅刻とする。また、授業終了前１５分以内の退出は早退とする。

（2）当該科目内での遅刻、早退は、併せて３回をもって１時限の欠席とする。

（3）次の理由による場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア 学校保健安全法および関係法令の定めに基づく出席停止（学校感染症）

学校保健安全法施行規則に定める期間を出席停止とする。

※出席停止期間終了後、診断書などを添付して所定の「公欠届（様式 G07)」を提出する。

イ 結婚・忌引き・法要等による欠席、遅刻、早退

・結婚　２親等以内　２日

・忌引　１親等（両親）　７日

２親等（祖父母、兄弟姉妹）　３日

３親等（曾祖父母、おじ、おば）　２日

・法要　３親等以内　１日

※ただし、移動日は別に認める。

ウ 諸活動

・資格試験

学校の指定する試験のため必要な日数（移動日を含む）

・就職活動

学校が認めた企業訪問および就職試験のため必要な日数（移動日を含む）

・その他

特に校長が認めた期間

※イ、ウについては、原則として前日までに所定の「公欠届（様式 G07)」を提出する。

エ 交通機関の障害等（災害・事故等）

4　履　修

（1）学則で定める教育課程のすべての科目を履修しなければならない。

（2）履修は、当該科目の授業時数を満たす時限の 80%以上の出席をもって認定する。なお、学則第 12 条 2 の資格取得のために指定された特定の科目は当面の間設置しない。

（3）当該科目の出席時数が授業時数の 80%に満たない場合、補講により不足時数を補充したとき、その科目の履修を認定する。

（4）補講は、病気療養等による出席時数不足の者が、補講受講願（様式 G09）を提出し、受理されたときに実施する。なお、学外実習については別に定める。

（5）学習の進捗状況などにより、教育課程で定められた以外に補習授業を行なうことがある。

※（2）、（3）については資格取得のために指定された特定の科目についてはこのかぎりではない。

5　補講手数料

補講手数料は、１科目１回につき次のとおりとする。但し、実習については別途定める。

手数料が納入されないときは、補講を受講することができない。

補講	有料（2,000 円）	・授業を病気療養等以外の理由で欠席した場合
	無料	・授業を病気療養等で欠席した場合（診断書等を提出）

6　定期試験

定期試験は、その年次の履修すべき科目について、その科目の履修が認定された者に対して実施する。ただし、科目によっては評価資料（レポート等）をもって替えることがある。

7　追試験

（1）追試験は、次の場合により定期試験または追試験を受験できなかった者について、追試験受験願（様式 G10）により実施する。

ア　公欠による欠席の場合

イ　病気療養等による欠席の場合（医師の診断書等添付）

ウ　履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき

（2）追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。

8　再試験

（1）再試験は、次の場合、再試験受験願（様式 G10）により受験の承認を得て実施する。

ア　科目の評価が 60 点に達していない場合

イ　定期試験または追試験を公欠あるいは病気療養等以外により欠席した場合

ウ　再試験を公欠等により欠席した場合

エ　再試験を病気療養等により欠席した場合（医師の診断書等添付）

（2）再試験の実施は原則１回とし、再試験により合格した科目の評定は「可」とする。

（3）再試験を正当な理由なく欠席した者は、当該科目の認定を認めないことがある。

9　試験の実施時期等

（1）試験は、あらかじめ科目名、実施日時・場所を告知および掲示して実施する。

（2）定期試験は、当該科目が終了した適切な時期に実施する。

（3）追試験・再試験は、定期試験実施後適切な時期に実施する。

１０　受験手数料

追試験および再試験の受験手数料は、１科目１回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、追試験または再試験を受験することができない。

追試験	有料（1,000 円）	・定期試験を病気療養等で欠席した場合 （医師の診断書等添付）
	無料	・定期試験あるいは追試験を、公欠で欠席した場合 ・履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
再試験	有料（2,000 円）	・科目の評価が 60 点に達していない場合 ・定期試験を、公欠または病気療養等以外の理由により欠席した場合
	無料	・再試験を、公欠および病気療養等により欠席した場合 （医師の診断書等添付）

１１　試験に係わる注意事項

試験を受ける学生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

（１）試験場では、監督者の指示に従い不必要なものは携行しない。

（２）試験開始後１５分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。

（３）試験開始後３０分を経過しなければ退室することができない。

（４）レポート等の課題の提出による試験にあっては、提出期限までに提出しない場合は、試験欠席に準じた処置を講ずるものとする。

（５）追試験、再試験を受験する場合、受験開始時に受験票（兼領収書）を提示しなければならない。

１２　試験に係わる不正行為

受験中に不正行為を行った者の当該科目の評価は０点とする。なお、指導措置においては学則第３５条に則り、懲戒を加えることがある。

１３　評　価

（１）学習成績の評価は、別に定める試験（論文を含む）、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。

（２）科目の成績の総合評価は、100 点法をもって行う。

（３）再試験により 60 点以上の評価を受けたとき、評価点は 60 点とする。

１４　評　定

（１）科目の評定は、秀・優・良・可・不可の５段階をもって行う。

（２）評定は、総合評価に基づいて、次により５段階表示する。

評　　定	総　合　評　価
秀	１００点　～　９０点
優	８９点　～　８０点
良	７９点　～　７０点
可	６９点　～　６０点
不　　可	５９点以下

１５　修　得

当該科目の履修が認定され、かつ科目の成績評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。

１６　履修状況等の通知

評定および出席状況等の教育活動の成果は、必要に応じて保護者に通知する。

１７　評価平均

評価平均は、当該学年で修得した全ての科目の総合評価の平均である。原級留置により同じ科目を再度修得した場合は、最新の成績に基づいて評価平均を算出する。なお、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで表示する。

１８　進級の要件

当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し､所定の学校納入金が納められている者に対して、上級学年への進級を認める。

１９　卒業の要件

履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して、卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。

２０　原級留置

進級または卒業できない者は、原級に留まり、当該学年におけるすべての科目を改めて履修しなければならない。

２１　褒　賞

本校の褒賞は次のとおりとし、卒業証書授与式において、賞状を授与する。

（1）「学校長賞」　特に品行方正で成績が優秀と認められる者
（2）「努 力 賞」　努力の成果が顕著である者
（3）「皆 勤 賞」　修業年限の間で出席率１００％の者
（4）「精 勤 賞」　修業年限の間で出席率９８％以上の者
（5）その他、成績、性行ともに優れ他の学生の模範になる者

Ⅲ　2018 年度　授業計画（シラバス）作成ガイドライン

１　はじめに

シラバスとは各授業科目の全体像を示す文書のことです。年度開始前に学生に周知され、科目の内容、授業の進め方、評価方法、教科書などが記載され学生にとって授業をイメージするための重要な資料となります。

シラバス作成に当たっては、授業の目的や目標、ねらいや、授業終了時の到達点を明確にし、学生がこの授業を受けるとどのような知識や技術、考え方を身につけることができるかをイメージしやすい記載法を工夫してください。また、毎時の授業のテーマや評価の方法は、できるだけ具体的に記載していただきますよう、お願いいたします。

なお、本作成要領に示す項目のいくつかは科目担当者の考え方のみによって記述されるものではなく、学部学科等の学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針との整合性・一貫性を持っていなければなりませんので、作成されたシラバスは学科長等が内容を確認します。修正等のお願いをする場合がありますので重ねてご協力をお願い致します。

２　シラバス作成のための一般的な注意点

⑴受講者の視点を重要視する

入学してくる学生は必ずしも勉学に対して意欲が高いとは限りません。また、学力もばらつきが大きいと考えるべきです。そのため、シラバスを書くにあたって、受講生に対して次のような配慮が必要です。

①学生が分るような平易かつ具体的な言葉を使って書くことが重要になります。

②学生中心の表現で書きます。「・・を教える」、「・・を理解させる」ではなく、「・・を学ぶ」、「・・を身につける」などです。

③成績評価方法等を学生の実態に合わせて工夫してください。

⑵教育上の目的を認識し、それに基づいて具体的に授業における目標を明示する

科目のねらい（目標）は、その授業で育てたい総括的な資質・能力について書かれていることが多いので、具体的な達成度を測ることが難しい場合があります。そこで、シラバスでは科目の狙いに加えて、具体的な到達目標としていくつかの個別目標に分けて、達成の程度が分かるように表しておきます。

⑶授業計画をたてる

授業計画はディプロマ・ポリシーを実現するためにあります。そこで、養成したい資質・能力を実現するための適切な授業の方略（討論の奨励、少人数チーム学習、問題解決学習、事例学習など）を組み合わせることにより、学生の自主性を引き出すとともに多様な資質・能力を育成することが可能になると考えられます。そのため、授業計画を立てる際にはアクティブラーニングの要素を取り入れた「学生参加型の授業」を重要な授業形態と考えています。

３　シラバスの項目一覧

全てのシラバスは、教育の３要素といわれる「授業の目標」、「授業計画」、「成績評価」からなります。「目標」を立て、それを達成するために「授業計画」が作られ、目標がどの程度達成されたかどうかを「評価」することがシラバスには書かれなければなりません。従ってこれらの間には密接な関係があり、互いの内容に齟齬が無いようにしなければなりません。

(1)科目名、単位、配当年次、開講期
(2)学校名、学科名、教員氏名
(3)授業の概要、到達目標
(4)授業計画（学習内容）
(5)成績評価の方法
(6)教科書、参考文献
(7)履修へのアドバイス

4 シラバスの記載方法と留意点

(1)科目名、単位数、配当年次、開講期

科目名、単位数、配当年次、開講期を正確に記載してください。特に、科目名は省略せず正式な科目名を記入してください。

(2)学校名、学科名、教員氏名

複数の教員で担当する場合は、すべての教員名をフルネームで書きます。

(3)授業の概要、到達目標

①「この授業のねらい」には授業の目的を記述します。どのような知識を学ぶか、どのような技術を修得するか、科目によってはどのような態度を身に付けるか（どのような姿勢で学ぶか）も記述してください。また、「知識・理解」、「技能」、「態度（どのような姿勢で学ぶか)」についてバランスよく記述してください。

＜参考：使用する動詞の例＞

「学ぶ」「概説する」「修得する」「身に付ける」「理解する」など
「△△について概説し、〇〇について理解する。」
「△△についての基本を理解したうえで、□□の技術を修得する。」

②「仕上がり像」には到達目標を記述してください。授業によって、学生ができるようになるべき目標を具体的に記述してください。

・学生が主語となるように記述し、学生が到達可能な、現実的な目標を設定してください。
・知識・理解等の面ばかりでなく、興味や関心、態度、技能的な面も配慮してください。
・関連する科目担当者間で協議して記入することが望まれます。
・「理解する」のような概念的な動詞は避け、できるだけ具体的な目標を記述してください。
・「知識・理解」、「技能」、「態度（どのような姿勢で学ぶか)」を考慮しながら目標をたててください。

＜参考：具体的な到達目標を表す動詞の例＞

・知識・理解…「挙げることができる」「説明できる」「述べることができる」「論じることができる」「比較できる」「指摘できる」「区別できる」「分類できる」「関連づけることができる」「予測できる」「仮説を立てることができる」「要約できる」「応用できる」「適用できる」など。

・技能…「操作できる」「使用できる」「実施できる」「測定できる」など。

・態度…「討議できる」「参加できる」「配慮できる」「協調できる」「自分の考えを述べることができる」など。

(4)授業計画（学習内容）

学習内容について 1 コマごとの授業内容をできるだけ具体的に記入してください。複数回に同項目がある場合は、(1)、(2) ではなく、副題等を記入してください。

(5)成績評価の方法

・評価の割合

定期試験、定期試験以外（授業内の課題、実技、レポート等）の評価方法を具体的に記述してください。具体的な例としては、「小テスト、定期試験、課題レポート、発表及び討論、提出作品」等があります。また、総合評価は、できるだけ多様な評価方法を組み合わせて行い、それぞれの評価点の合計が 100 点になるよう設定してください。可能なら、各評価方法の評価比率も記述してください。

・定期試験のみで評価を行わないでください。

・平常点を評価に加える場合は、客観的な点数化が可能な方法（発表や発言の質・量、提出課題の質・量、ルーブリック評価やポートフォリオ評価等）を具体的に記述してください。

・単に出席しただけによって評価点を加算するいわゆる「出席点」は評価方法に含みません。従って「出席状況」「出席点」という用語は使わないでください。

＜注意＞

単に出席しただけによって評価点を加算するいわゆる「出席点」は評価基準に含みません。従って「出席状況」「出席点」という記述は避けてください。

(6)教科書、参考図書・文献

・教科書を用いる場合は、書名、著者、出版社を記載してください。なお、絶版等になっていないか、新しい版がでているかどうかを確認してください。

・教科書を使用しない場合は、「使用しない」「なし」のように記載してください。

・「講義プリントを配布する」という記述も可能です。

・参考書として市販の本を紹介する場合は、書名、著者、出版社を記載してください。参考書は当該科目をより深く学習するために有用なものを記載してください。

・参考書を紹介しない場合は、「特になし」「なし」のように記載してください。

※記載の例：著者名、「書籍名」（出版社名、刊行年）

(7) 履修へのアドバイス

・授業の進め方など学生が学習しやすくなるためのアドバイスを記述してください。
・授業中の学習方法等についてのアドバイスを記述してください。
・授業以外（予習や復習等）の学習方法や取り組み方法にも触れてください。
・禁止事項（私語禁止、忘れ物禁止等）は記載しないでください。

Ⅳ　函館臨床福祉専門学校　教育目標及び教育方針

本校は、探究する心、創造する心、貢献する心を育み、この３つの心を兼ね備えた人間性豊かな介護福祉士・社会福祉士の育成を目指し、福祉や介護分野の総合的な教育を実践する。

１　教育目標

（１）福祉の心を育むとともに、専門分野の知識・技術を探究できる人材の育成。
（２）広い視野を持ち、専門分野の課題解決を図り、福祉社会を創造できる人材の育成。
（３）社会の福祉ニーズに応え、福祉社会の発展に貢献できる人材の育成。

２　教育方針

（１）学生の理解度を高める授業の取組を推進する。
（２）学生の実践力を身に付ける学内・学外実習の充実を図る。
（３）授業力を向上させる取組を推進する。
（４）学生の国家資格取得をサポートする取組の充実を図る。
（５）入学前教育の充実を図る。
（６）卒業後のフォローアップ体制の充実を図る。

３　重点事項

（１）「シラバス」「コマシラバス」「学習確認テスト」などきめ細やかな授業を推進する。
（２）「できるシート」の活用など技術の到達度が確認できる技術・実技指導を推進する。
（３）「公開授業」「授業アンケート」などをもとに、指導方法や授業内容の改善を図る。
（４）「放課後学習」「長期休業中スクーリング」など自学自習習慣の確立を図る。
（５）「入学前教育（Ｎ‘ｓラーニング)」により基礎学力の向上を図る。
（６）「就職サポート」「再就職サポート」「国家試験対策サポート」システムの充実を図る。

４　教育課程編成方針

教育課程の編成にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された関係施設等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める。

Ⅴ　函館臨床福祉専門学校　３つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

函館臨床福祉専門学校　介護福祉士科では、教育課程に従い所定の課程を修め、かつ、下記の要件を満たしたものに卒業を認めます。

１．介護福祉士に必要な基本的知識を習得し、卒後も自己のスキルアップのため、努力を惜しまず探究することができる人

２．多職種と連携しチームの一員として対象者への支援ができるよう、自らの役割を自覚し、専門職としての判断のもとに意志決定をすることができる人

３．介護福祉士に必要な基本的な技術をもって対象者一人ひとりの有する能力に応じた生活支援技術を提供することができ、また、報告・連絡・相談をはじめとする基本的なコミュニケーションはもちろんのこと、多様な状態像に合わせたコミュニケーション手段を駆使し、高い倫理観と責任感を持って社会に貢献することができる人

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能を習得させるために、函館臨床福祉専門学校　介護福祉士科の特色を活かしたカリキュラムを定め、以下の教育内容を実践します。

１年次では、専門職としての基礎的な知識・技術を習得するとともに、社会生活を送るうえで必要な基本的な態度や言葉遣いを身に付けます

２年次では、１年次に習得した基礎的な知識・技術をもって、専門的な判断ができるための応用的かつ実践的な学習を深めます

アドミッション・ポリシー

函館臨床福祉専門学校　介護福祉士科は、学園の建学の精神並びに教育理念の下、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求めます。

１．介護福祉士の資格取得のために努力を惜しまず、積極的に学ぶ意欲をもっている人

２．修学に必要な基礎的学力を有し、専門分野について常に向上心を持ち主体的に探究できる人

３．他者と関係性を築き上げるためのコミュニケーション能力を有し、人に興味をもって接することができる人

４．何事においても率先して考え、行動することができる人

５．今の自分自身に満足することなく、常に新しい課題を見つけ探究し、自身を高める意欲がある人